

敷地内屋外の灰皿について 配慮義務があります！

屋外での喫煙は改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の規制対象外ですが、望まない受動喫煙が生じることがないようにしなければならないという配慮義務があります。

受動喫煙防止の観点からは、敷地内であっても灰皿を設置しないことが望ましいですが、灰皿を設置する場合には次のことに留意ください。

Q. 「周囲への配慮」ってどういうことをすればいいの？



A.

**人通りの多い場所
(店舗入口や歩道の近く)
などを避ける**

※テラス席を喫煙場所にするにも注意



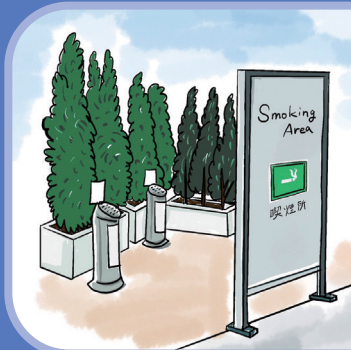
A.

**喫煙者が
密集しすぎないように
声かけをする**



A.

**路上や路上付近には
置かない**



A.

**パーテーションや
植栽などで区画する**



A.

**たばこの煙が
隣接する建物へ容易に
流れ込む場所には
置かない**



A.

**営業時間外(閉店後)は
外に出さずに、
建物内に片づける**



A.

こまめに掃除する

※火が消えていないたばこがあると溜まった吸殻に燃え移り、灰皿から煙が立ちのぼります



A.

**受動喫煙被害の相談が
あった場合はできる限り
灰皿の撤去を実施する**

※撤去が難しい場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所へ移動する